西脇市議会陳情書取扱規程

令和元年８月30日
議会規程第１号

改正
令和３年４月15日議会規程第１号

（趣旨）

第１条　この規程は、西脇市議会の陳情書の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（陳情書の記載事項等）

第２条　陳情書は、邦文を用いて、陳情の趣旨、提出年月日及び陳情者の住所（法人の場合にはその所在地）を記載し、陳情者（法人の場合にはその名称を記載し、代表者）が署名又は記名押印するものとする。

（陳情書の受理）

第３条　陳情書は、会期中又は閉会中にかかわらず、持参又は郵送で提出されたものを議長が受理する。

２　陳情書には、受付簿による暦年番号を付する。

３　嘆願書、要望書（以下「要望書等」という。）の類で議長が必要と認めるものは、陳情書として処理する。

４　前項の規定によらないものは、議長の供覧にとどめるものとする。ただし、議長が委員会審査の参考資料として配布することが適当と認めた場合は、当該要望書等を所管することとなる委員会（常任委員会、議会運営委員会又は特別委員会をいう。以下「委員会」という。）に配布することができる。

（陳情書の訂正及び取下げ）

第４条　陳情者は、受理された陳情書を訂正し、又は取り下げようとするときは、委員会送付前においては議長の承認を、委員会送付後においては、委員会の承認を得なければならない。

２　陳情者は、前項の承認を得ようとするときは、その理由を付した文書を議長に提出しなければならない。

（陳情書の委員会送付）

第５条　議長は、受理した陳情書を所管する委員会に送付する。ただし、議長において陳情書の内容が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、議長の供覧又は議員への配付にとどめることができる。

⑴　特定の個人及び団体等をひぼう中傷し、その名誉を毀損し、又は信用を失墜させるおそれのあるもの

⑵　個人の秘密の暴露その他他人のプライバシーを侵害するおそれのあるもの
⑶　法令又は公序良俗に反するおそれのある行為を求めるもの
⑷　裁判等で係争中の事件に関するもの
⑸　極めて個人的な事案又は私人間のみで解決すべき問題と考えられるもの
⑹　趣旨又は願意が不明確で判然としないもの
⑺　市の事務に属さないもの
⑻　既に願意が達成されているもの又は実現の見通しが明らかなもの
⑼　１年以内に議決されたものと同趣旨のもの
⑽　前各号に掲げるもののほか、陳情書の内容が委員会において審査することが適当でないと考えられるもの

２　陳情書が市民（市内に住所を有する者に限る。以下この項において同じ。）によらないものについては、議員への配布にとどめるものとする。ただし、所管する委員会の委員長が、市民に重大な影響があると認め、委員会で審査することが適当と判断したものについては、この限りでない。

３　陳情書の内容が２以上の委員会の所管に属する場合は、２以上の陳情書が提出されたものとみなし、それぞれの委員会に送付する。ただし、分離し難い場合は、その内容により主として関係のある委員会に送付する。

４　議長は、必要と認めたとき又は所管する委員会から申出があったときは、送付替えをすることができる。

（陳情書の委員会審査）

第６条　委員会は、送付された陳情書を速やかに審査するものとする。

２　委員会は、陳情書の審査のために必要があると認めるときは、次に掲げる措置をとることができる。
⑴　陳情者から意見を聴く機会を設けること。
⑵　当該事務担当職員の意見を聴取すること。
⑶　実地調査を実施すること。
⑷　公聴会を開催すること。
⑸　参考人の出頭を求め、意見を聴取すること。
⑹　他の委員会の意見を求め、又は他の委員会と連合して審査すること。

３　陳情の内容が２以上にわたる場合は、項目ごとに採択、不採択等を決定することができる。

４　委員会は、陳情審査の結果を議長及び議会運営委員会に報告する。

５　前項の報告に誤りがあるときは、議長が当該委員会に差し戻し、

修正させるものとする。

6　委員会は、採択した陳情の趣旨に基づき、意見書等を作成し、委員会提出議案として速やかに定例会に提出する。

（陳情の結果報告等）

第７条　議会は、採択すべきものと決定した意見書等で、市長その他の関係機関に送付することが適当と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することが適当と認めるものについては、その旨を付記しなければならない。

２　議長は、議会の採択した意見書等で、市長その他の関係機関に送付しなければならないものは、これを送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することに決したものについては、これを請求しなければならない。

３　議長は、委員長と連名で、審査の終了した陳情については、その結果を陳情者（陳情者が２人以上の場合はその代表者）に通知する。

附　則

この規程は、公布の日から施行する。

附　則（令和３年４月15日議会規程第１号）

この規程は、公布の日から施行する。